

## 令和3年度国民健康保険税について

■令和3年度の限度額はつぎのとおりです。(下表)  
令和3年度は、令和2年度と比較し増減はありません。

■納税通知書は世帯主の方に7月初旬頃お送りします

4月1日を基準に、国民健康保険被保険者の方がいる世帯に、『令和3年度国民健康保険税納税通知書』をお送りします。  
納付書または口座振替による納付は年8回です。

■保険税の計算方法  
①所得割額

世帯の被保険者の方の令和3年度の総所得金額(令和2年中)から43万円を控除した(引いた)額×各区分の税率(下表)

②均等割額  
医療分・後期高齢者支援金分は、被保険者全員の分に、介護納付金分は、40歳

から64歳までの介護保険2号の方に課せられます。また、世帯の総所得金額に応じて、均等割が軽減されます。

■非自発的失業者の方には軽減制度があります

65歳未満の方で、リストラなどで職を失った方の国民健康保険税については、失業時からその翌年度末の間、前年の給与所得を3割として計算します。

〔対象となる方〕  
・雇用保険の特定受給資格者(倒産、解雇などにより離職した方)

・雇用保険の特定理由離職者(雇い止めなどにより離職した方)  
〔軽減を受けるには〕  
雇用保険受給資格者証と印鑑を持参して、役場住民課で手続が必要です。

■国民健康保険の加入・資格喪失について  
国民健康保険に加入され

る方は、退職の証明書などを持参のうえ、役場窓口で加入の手続きをしてください。加入の手続きが遅れた場合は、遡って資格を取得します。

国民健康保険税は、届出された日からではなく、資格を取得した月の分から納めます。

また、会社に就職した、家族の扶養に入ったなどで、国民健康保険をやめられた方は、新しい健康保険証を持参のうえ、役場窓口まで国民健康保険の資格の喪失の届出をしてください。

資格喪失の届出がないと、社会保険料と二重で保険税を納付することになります。

※問い合わせは、住民課  
・総合収納係(国民健康保険税について)  
☎83・2190

・総合窓口係(国民健康保険の制度について)  
☎83・2182

区分	医療分			後期高齢者支援金分			介護納付金分		
	所得割	均等割	限度額	所得割	均等割	限度額	所得割	均等割	限度額
令和3年度	5.20%	26,500円	63万円	1.70%	9,500円	19万円	1.75%	11,500円	17万円
令和2年度	5.20%	26,500円	63万円	1.70%	9,500円	19万円	1.75%	11,500円	17万円
比較	±0%	±0円	±0万円	±0%	±0円	±0万円	±0%	±0円	±0万円

## 簡単!やさしいお食事づくり講習会

■障害者自立生活

サポート事業

障害がある方も気楽に参加できるやさしい講習会です。参加者一人ひとりが自身のできることを頑張りに、助け合いながら、身体に優しい食事を作り、楽しく食べる講習会です。

〔日時〕6月27日(日)午前9時30分〜午後1時30分  
〔会場〕保健福祉センター

栄養指導室

〔対象者〕身体障害者手帳・精神保健福祉手帳・愛の手帳などをお持ちの方もしくは同等の障害があると判断される方で、保健福祉センターにいらつしやることのできる方。

\*初めてお申し込みをされる方は、担当保健師にお身体の状況をお聞かせください。

※申し込み、問い合わせは、福祉保健課 ☎83・2777